

えがおがいちばん!!



たなか まなみ
田中 愛望ちゃん (2歳)
こゆき
心雪ちゃん (2か月)

「健やかに成長してくれますように」
(柿の木坂一丁目)



なわた はるまき
縄田 遥紀くん (5歳)
なおき
直紀くん (3歳)

「ケンカもするけど仲良い兄弟。
『夏休み、遊ぶぞ〜』」(鴨庄上)

お子さん (小学校就学前まで) の写真を募集しています。詳しくは広報広聴課 (☎ 82-1133) まで。



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「特別障害者手当について」

交通事故で身体が不自由になりました。障がい者に対して支給される「特別障害者手当」[?]について教えてください。(57歳 男性)[?]



お答えします

担当課 高齢障害課障害福祉係 (☎ 82-1170)

「特別障害者手当」の対象となるのは、**満20歳以上の在宅の障がい者のうち、受給要件①~③のいずれかを満たす人**です。該当者は、月額26,440円(平成20年度)が年4回に分けて支給されます。

▶ 右記の要件に該当する人でも、本人および世帯員の所得状況により、受給の対象とならない場合があります。

▶ 20歳未満で、在宅で過ごされている重度の障がいをお持ちの人には「**障害児福祉手当**」という制度があります。「特別障害者手当」とは受給要件や支給額が違いますので、詳しくはお問い合わせください。

※**受給要件** 次のいずれかに該当する人

- ① **重度**の障害を**重複**してお持ちの人
- ② **重度**の内部障害・その他の疾患をお持ちで、絶対安静の人
- ③ **重度**の精神障害をお持ちで、日常生活能力の判定が基準以下の人

「**重度**」の基準とされる状態

障害の部位	障害の状況
視力障害	両眼の視力の和が0.04以下
聴力障害	両耳の聴力レベルが100デシベル以上
上肢の障害 [※]	両上肢の機能に著しい障害を有する 両手の指をすべて欠く 両手のすべての指の機能に著しい障害を有する
下肢の障害 [※]	両下肢の機能に著しい障害を有する 両足の足首から先を欠く
体幹障害 [※]	座っていることができない 立ち上がることができない
内部障害 [※]	上記同等かそれ以上の疾病による身体の機能の障害 上記同等かそれ以上の長期にわたる安静を必要とする状態
精神障害	上記同等かそれ以上の精神の状態

受給要件①について、上記表の※印の各項目内で複数該当したとしても、**重複とはみなされません。**